

## PIXTA オンデマンドフォトグラファー規約

ピクスタ株式会社（以下「当社」という。）は、「PIXTA オンデマンド」（以下「本サービス」という。）の提供に関して、本サービスで写真・動画等の制作・撮影（以下、まとめて「撮影業務」という。）を引き受けるフォトグラファーとして活動することを希望し、本サービスにアクセスするユーザー（法人・個人を問わず、又会員登録をした者に限りません。以下「ユーザー」という。）と当社との間に適用される条件を明らかにするため、PIXTA オンデマンドフォトグラファー規約（以下「フォトグラファー規約」という。）を定めます。当社は、当社が合理的に必要と判断した場合、フォトグラファー規約の内容を変更することができます。当社がフォトグラファー規約を変更する場合、当社は、ユーザーに対して事前に効力発生日及び変更内容を告知するものとします。ユーザーが効力発生日後に、本サービスを利用した場合、最新のフォトグラファー規約に同意したものとみなされます。

### 第1条（会員登録）

1. 本サービスにおいて、フォトグラファーになることを希望するユーザーは、フォトグラファー規約に同意の上、会員登録を行い、当社による審査を受けることができます。当社が定める審査基準に照らして当社が認めた場合、当該ユーザーは、本サービスのフォトグラファー（以下、「フォトグラファー」という。）となり、当社の本サービスサイト上に自らの情報を掲載し、当社から、本サービスの利用者（以下「クライアント」という。）の撮影業務を引き受けることができます。
2. 当社は、会員登録を申請又は完了したユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否又は取消すことができ、当社はこれについて一切の責任を負わないものとします。なお、当社は、当該拒否・取消の理由をユーザーに説明する義務を負わず、又ユーザーもこれに異議を唱えることはできません。
  - (1) フォトグラファー規約に違反し、又は違反するおそれがあると当社が判断した場合
  - (2) 当社に提供された情報の全部又は一部について虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - (3) 過去に会員登録を取り消された者である場合
  - (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、親権者等の法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員の他、暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会屋若しくは社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又はこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは関与ある等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っているとして当社が判断した場合
  - (6) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合
3. ユーザーは、アカウント、登録メールアドレス及びパスワード、会員登録したことによる地位、フォトグラファー規約に基づく権利若しくは義務並びに本サービスの提供を受ける権利について、譲渡、貸与、名義変更、又は担保提供、その他第三者に提供することはできません。
4. ユーザーは、会員登録に際し、登録メールアドレス及びパスワードの記入をすることが必要です。当社は、登録メールアドレス及びパスワードの一致を確認した場合、当該登録メールアドレス及びパスワードを保有する者として登録されたユーザーが本サービスを利用したものと見なします。ユーザーは、登録メールアドレス及びパスワードを厳重に管理するものとし、パスワードは第三者に知られな

いようにしなければなりません。

5. 第三者による登録メールアドレス又はパスワードの使用により、ユーザーに損害が生じた場合、ユーザーの過失の有無にかかわらず、当社は、一切責任を負いません。
6. ユーザーは、メールアドレス、住所、電話番号等当社に届出ている内容に変更が生じた場合、速やかに当社に届出をするものとします。ユーザーは、常に連絡の取れる連絡先を登録し、当社からの問い合わせがあった場合、速やかにこれに対応するものとします。
7. 前項の変更事項の届出を怠ることで、ユーザーに何らかの不利益が生じた場合であっても、当社は、一切責任を負いません。
8. ユーザーが当社の定める方法でユーザーが属する法人等（以下「法人等」といいます。）の名称その他必要な情報を届け出た場合、法人等が当社との契約当事者たるフォトグラファーとなります。その場合、会員登録を行ったユーザー（以下「登録者」といいます。）は、本規約に対する同意権限を有しており、本規約への同意の法的効果が法人等に有効に帰属することを表明し、保証します。
9. 当社との契約当事者である法人等は、登録者等の法人等のアカウントの使用及び従業員等の行為の一切につき責任を負います。

## 第2条（本サービスの内容）

1. フォトグラファー規約に基づき、フォトグラファーが当社から請け負う撮影業務の詳細は、個別契約書及び所定の仕様書により定めるものとします。
2. 当社は、ユーザーへの事前の通知、承諾を要さず、及びユーザーへの何らの責任を負うことなく、本サービスの内容を変更（料金表等の変更を含みますが、これに限定されません。）、休止、廃止することができます。
3. 当社は、当社が必要と判断した場合、ユーザーへの事前の通知、承諾を要さず、及びユーザーへの何らの責任を負うことなく、ユーザーが提供した情報（プロフィール等の掲載情報、画像素材又はテキスト素材を含む）を削除、変更、公開停止等することができます。
4. ユーザーは、本サービスを利用するにあたり発生する携帯電話を含む情報通信機器等によるメールの送受信及びサイト閲覧その他に必要な通信費用の一切につき、ユーザー自身がこれを負担します。さらに、フォトグラファー規約の定めに従い、本サービスにあたって自ら発生する諸費用を自ら負担するものとします。
5. 本サービスサイト上の素材（画像素材、テキスト素材を含む）はすべて、当社又は当該素材の権利者に帰属するものであり、著作権法を含む知的財産権に関する法の下、保護されています。適切な許諾を取得することなく、これらを無断で使用することは、法律の下、禁じられています。

## 第3条（個別契約）

1. 当社は、クライアントから撮影業務に関するフォトグラファーリクエストを受注した場合、第1条第1項に定める本サービス上に登録されたフォトグラファーの情報に基づき、当該フォトグラファーリクエストの条件に該当するフォトグラファーに対して、撮影業務を依頼するメールを送ります。撮影業務依頼には、撮影業務の内容、撮影日時、撮影場所、報酬、その他個別契約の取引条件を記載するものとし、メールを受け取ったフォトグラファーが撮影業務依頼に応募する場合は、所定のフォームから当社に通知するものとします。フォトグラファーが応募した場合、以降これを撤回することはできず、当社から次項に定める個別契約成立又は不成立の通知を受け取るまで、撮影業務に対応す

るためのスケジュールを空けておく必要があります。なお、撮影業務依頼のメールを受信してから48時間以内に回答がない場合、フォトグラファーが当該撮影業務依頼に応募しなかったものと見なします。

2. 当社は、撮影業務依頼に応募したフォトグラファーの中から、クライアントが指名したフォトグラファーに対して、撮影業務に関する個別契約成立の通知を送り、フォトグラファーが当該個別契約成立の通知を受信した時点で、当社とフォトグラファーとの間の個別契約が成立します。クライアントが指名しなかったフォトグラファーに対しては、個別契約が成立しなかった旨の通知を送ります。
3. 個別契約は、撮影業務の内容、撮影日時、撮影場所、報酬、納入日、納入場所、納入方法、検収条件その他取引条件を定めた発注書と、撮影業務の条件の詳細を定めた仕様書等によって構成されるものとします。
4. 個別契約は、当社及びフォトグラファーとの間で、別途書面で合意した場合に限り、変更することができます。
5. 個別契約成立後、フォトグラファーの都合によるキャンセルはできません。
6. 個別契約成立後であっても、当社は、クライアントの撮影業務の条件やフォトグラファーの専門性等を考慮し、撮影の実施が困難であると当社が合理的に判断した場合には、当社の裁量でフォトグラファーの変更を含む必要な措置を講じることができ、フォトグラファーは当社による変更等に異議を唱えないものとします。フォトグラファーの変更にかかるキャンセル料は、変更等の理由を考慮して、当社裁量で、フォトグラファー規約第10条又はフォトグラファー規約第4条第7項のいずれかの規定に従って取り扱うものとします。
7. 本条の第1項及び第2項に定める手続きにもかかわらず、当社は、クライアントが指名したフォトグラファーに対して撮影業務を依頼するメールを送る場合があります。その場合も、撮影業務依頼には、撮影業務の内容、撮影日時、撮影場所、報酬、その他個別契約の取引条件を記載するものとし、メールを受け取ったフォトグラファーが撮影業務依頼を当社所定の方法で承諾した時点で、当社とフォトグラファーとの間の個別契約が成立します。

#### 第4条（フォトグラファーの義務等）

1. フォトグラファーは、フォトグラファー規約及び個別契約に定められたフォトグラファーの義務を履行する正当かつ十分な権原権能を有していることを保証した上で、フォトグラファー規約及び個別契約に同意するものとします。
2. フォトグラファーは、フォトグラファー規約に基づき撮影した個別契約に定める写真・動画等のコンテンツ（以下「制作コンテンツ」という。）につき、当該フォトグラファー本人が撮影等制作し、その著作権を完全に有しており、フォトグラファーが、撮影業務のために商品、モデル等撮影にかかる被写体、その他制作コンテンツに付随する作品等（以下、合わせて「被写体等」といいます。）を手配した場合で、当該被写体等に肖像権、パブリシティ権、商標権、著作権、その他の第三者の権利が存在するときは、存在する権利一切につき、当該権利の権利者又はその正当な代理人から許諾を取得しており、クライアント及び当社の当該制作コンテンツの使用が第三者の権利を侵害するものではないことを保証します。フォトグラファーは、クライアントとの協議等により、フォトグラファー規約及び個別契約のための撮影業務にあたり撮影許可の取得及び法律、政令、省令、規則、命令及び条例（併せて以下「法令等」という。）に基づく許可、届出その他の手続きをフォトグラファーが行う場合、これらの許可の取得、届出、その他の手続きを自己の責任において行うものとします。

3. フォトグラファーは、当社がフォトグラファーに対し撮影業務の履行のために当社が必要と認める資料、物品(以下総称して「業務資料等」という)を貸与又は提供した場合、業務資料等(その複製・改変物を含む)を他の資料、物品等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管し、撮影業務遂行の目的以外に使用又は利用しないものとし、必要な範囲を超えて複製、改変してはいけません。なお、当社が要求したとき又は撮影業務が終了したときは、業務資料等を速やかに廃棄又は当社に対して返還します。
4. フォトグラファーは、本サービス内で定められた方法で、本サービスのフォトグラファー詳細ページ(以下「詳細ページ」という。)に自らのプロフィール及び自らの作品その他情報を提供し、ユーザー及び第三者に公開することができます。但し、フォトグラファーは、詳細ページに、違法、公序良俗に反する、又は虚偽等不適切な内容を投稿することはできません。さらに、本サービスを介さず撮影業務を受託等する目的で、フォトグラファー自らが管理するブログ、ウェブサイト又はソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等の情報を掲載することはできません。本サービスに提供した情報等(テキスト、画像素材等を含むがこれに限定されない、以下「掲載情報等」という。)について、肖像権、パブリシティ権、商標権、著作権、その他の第三者の権利が存在する場合、存在する権利一切につき、当該権利の権利者又はその正当な代理人から許諾を取得しており、第三者の権利を侵害するものではないことを保証します。さらに、掲載情報等は合法的に制作されたものであり、その正確性・完全性を保証します。なお、フォトグラファーは、当社が掲載情報等を当社及び本サービス等の紹介・宣伝のために本サービスの内外を問わず使用及び加工することを認め、これに当たり著作者人格権を含む権利を行使しない旨に同意します。
5. フォトグラファーは、誠実に撮影業務を実行し、クライアント及び当社の要望に対し、誠意をもって対応することに同意します。
6. 個別契約に関連するフォトグラファーの行為、制作コンテンツ及び掲載情報等について第三者から権利侵害の申立、異議、苦情、それに伴う損害賠償請求が生じた場合、フォトグラファーは、その責任と負担においてこれを処理し、且つ当社及びユーザーに一切の迷惑、損害を与えないことを保証します。当該申立、異議、苦情、損害賠償請求が当社に対して行われた場合、当社は、当該フォトグラファーの連絡先等個人情報を、当該第三者に開示できるものとし、当社が何らの損害を被った場合、フォトグラファーは、合理的な弁護士費用も含め、当社が要した費用一切につき、これを補償します。
7. フォトグラファーは、フォトグラファー規約に違反した場合、制作コンテンツが当社の別途定めるサービス水準に満たない場合、クライアントからのクレームが発生した場合、若しくはこれらに該当するかの調査等の必要が生じた場合、又は、当社がフォトグラファーとして登録を継続することが適切でないと判断した場合、フォトグラファー規約第1条第1項に関わらず、当社が個別契約の解除、フォトグラファー登録の一時停止、取り消し、本サービス内の詳細ページ等フォトグラファーの情報を公開するページを非表示にする他、当社の裁量で必要な措置を講ずることができることを予め承諾します。
8. フォトグラファーは、撮影業務の履行にあたって当社が必要と認めた場合は、当社又はクライアントの事業所内において業務を行うことができますが、当社又はクライアントの規則等を遵守するものとし、
9. 当社はフォトグラファーに対し、撮影業務の進捗状況についていつでも報告を求めることができ、また、必要と判断した場合にはいつでも制作コンテンツの引き渡しを求めることができるものとし、フォトグラファーは、速やかにこれに応じるものとし、

10. フォトグラファーは、適格請求書発行事業者登録番号を取得した場合、当社所定の手続きにより、当該番号を当社に届け出るものとします。なお、新たに適格請求書発行事業者の登録を受けたり、取りやめ、失効等で変更があった場合は、当社所定の手続きにより、速やかに当社に届け出るものとします。なお、当社は、本項に定める手続きで適格請求書発行事業者番号を当社に届出た場合に限り、適格請求書発行事業者番号の登録が済んでいるフォトグラファー向けの取り扱いを適用するものとし、当該届出を行った後、取り扱いの適用までに当社所定の期間を要します。さらに、登録及び変更の届出を遅延し、又は怠ることで、フォトグラファーに何らかの不利益が生じた場合であっても、当社は、一切責任を負いません。なお、当社では、フォトグラファーの発行にかかる適格請求書を保存等する代わりに、当社でこれに代わる仕入明細書をフォトグラファーに発行し、保存等します。これにより、フォトグラファーは、当社に適格請求書を発行する必要はありません。フォトグラファーは、当社が発行した仕入明細書について異議又は修正の必要がある場合、当社所定の期間内に当社に通知するものとし、当該期間内に通知がない場合、当該仕入明細書についてフォトグラファーの確認を受けたものと見なします。

#### 第5条（コンテンツの制作）

1. フォトグラファーは、制作コンテンツを、個別契約に定める納入日、納入方法で、納入するものとします。万一遅延が見込まれる場合には、直ちにその理由と納入可能日を書面により当社に届出で当社の指示を受けるものとしますが、当該届出によって遅延が容認又はフォトグラファーの責任が免除になるものではありません。
2. フォトグラファーは、次条に定める確認期間内に当社が検収不合格を申し出た場合、制作コンテンツの欠陥又は障害の修補・交換等、無償で必要な措置を講じる義務を負います。
3. フォトグラファーは、撮影日以降、自らの責任において、制作コンテンツのデータ（バックアップを含む）を保管するものとします。

#### 第6条（検収）

1. 当社は、前条にしたがってフォトグラファーから制作コンテンツの納入を受けた場合は、納入日から起算して21営業日以内（以下「確認期間」という。）に、当該制作コンテンツが個別契約に定める要件に適合しているか否かを確認し、確認結果をフォトグラファーに対して通知するものとします。本通知をもって、制作コンテンツに関する検収が完了するものとします。
2. 制作コンテンツを修補する場合における納入日は別途フォトグラファーと当社が協議のうえで指定する日とします。再納入がされた場合の確認については本条を準用するものとします。

#### 第7条（禁止行為）

フォトグラファーは、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社又は第三者の肖像権又はプライバシーを侵害する行為、著作権、商標権その他の知的財産権及びその他の権利並びに財産を侵害する行為（本サービス上の情報（画像素材又はテキスト素材を含む）の無断使用、他者が権利を有する素材の提供等を含む）
- (2) 本サービスにおいて、会員登録又は自らのプロフィール登録において虚偽又は過誤の情報を入力すること（自らの作品でない作品を、自身の作品として投稿することを含むが、これに限定されない）

- (3) 撮影業務を正当な理由なくキャンセルすること（直前のキャンセルは、いかなる理由であっても、フォトグラファー規約に定める違約金が発生します。）及びフォトグラファー規約第3条に定める撮影依頼への応募を撤回すること
- (4) 当社及びクライアントの承諾なく、個別契約に定める報酬を超えて、撮影業務にかかる費用（交通費、機材代、駐車場代等）を当社又はクライアントに請求すること
- (5) 本サービスの撮影業務を当社の事前の承諾を得ることなく第三者に再委託・再依頼すること
- (6) 制作コンテンツをクライアント及び本サービスに提供する以外の目的に使用すること又はクライアントから別途肖像権使用許諾を得る等して、ストックフォトサイトでの販売、その他第三者への提供及び自ら使用すること。但し、別途クライアント及び当社の同意を得た上で、制作コンテンツをフォトグラファー自らが管理するブログ、ウェブサイト又はソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）において、専ら撮影業務の紹介として公開することは、この限りではありません。
- (7) 撮影場所等、撮影に関わる第三者の定めるルールに違反すること
- (8) 当社又は第三者に不利益又は損害等を与える行為
- (9) コンピューターウィルス、リバーズエンジニアリング等インターネットを通じた違法行為又は迷惑行為により本サービスの運営を妨害すること
- (10) 第三者の個人情報の売買又は譲受に当たる行為
- (11) 当社又は第三者を不当に差別し、誹謗中傷若しくは侮辱する行為、又はこれらを助長する行為
- (12) 当社若しくは第三者、又は当社若しくは第三者が提供するサービスの信用又は名誉を毀損する行為
- (13) 公序良俗に違反する行為、又はそれを助長する行為
- (14) 法令等、フォトグラファー規約等又は当社との間の取引に関する契約に違反する行為
- (15) 不正な目的をもって本サービスを利用する行為
- (16) 他のユーザーを含む第三者に対して商品又はサービスの宣伝、勧誘、調査、業務委託等の依頼を行うこと
- (17) 前各号に定める行為を、第三者をして行わせる行為、又は第三者が前各号に定める行為を行うことを助長する行為
- (18) 当社からの連絡を途絶する行為
- (19) クライアントと直接取引（所定の連絡方法以外の方法で連絡等すること、本サービスを介さず撮影業務を受託等することを含みます。）をする行為
- (20) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為

## 第8条（報酬等）

1. 当社はフォトグラファーに対して、個別契約に定める報酬（報酬には、フォトグラファーの撮影場所までの交通費、撮影費、データ費、著作権譲渡費、著作人人格権の不行使にかかる費用が含まれます。）を支払うものとします。なお、当社は、報酬につき源泉徴収が法律により求められた場合は、報酬から源泉徴収税を差引くことができます。
2. 当社は、個別契約で指定する日までに報酬を支払うものとします。なお、支払手数料は、当社が負担するものとします。
3. 当社は、以下に挙げる場合、フォトグラファーに報酬を支払う義務を負いません。

- (1) 天災や不慮の事件・事故等の不可抗力により、当社が本サービスの提供ができなくなったと判断した場合
- (2) フォトグラファーが、交通トラブルや事故に巻きこまれたなどで撮影場所に到着できない又は撮影業務を履行できない場合、機材の故障で撮影失敗が生じた場合
- (3) フォトグラファーの都合により撮影業務がキャンセルになった場合
- (4) フォトグラファーが、指定の期日内に納入を怠った場合
- (5) フォトグラファーの故意又は過失により、制作コンテンツのデータが滅失破損等することにより、制作コンテンツのデータの全部又はその大部分のアップロードが不可能となった場合
- (6) フォトグラファーにフォトグラファー規約又は個別契約違反があった場合
- (7) クライアントが支払不能の状態に陥った場合や、不正な取引があった場合等、当社が回収不能と判断した場合、又はその他の理由により、当社がその取引において支払う義務がないと判断した場合

#### 第9条（権利の帰属）

1. 制作コンテンツの所有権、著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号。その後の改正を含む。）第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の権利は納入・引き渡しの時点で、フォトグラファーから当社に移転するものとします。なお、フォトグラファーは、制作コンテンツについて著作者人格権を行使せず、また第三者をして行使させないことに同意します。
2. 前項の規定による所有権の移転前に生じた納入品の毀損又は滅失等による損害は、フォトグラファーの負担とします。

#### 第10条（撮影のキャンセル及び撮影日の変更）

1. 個別契約成立後、クライアント都合により、個別契約がキャンセルされた場合、当社が別途定める金額をフォトグラファーに対するキャンセル料として支払います。
2. 前項の定めにかかわらず、クライアントのキャンセルの理由が以下に該当し、且つ、クライアントが当社に対して指定の期日までに撮影日の変更を申し出た場合には、当社はフォトグラファーに対し、キャンセル料を払うことなく、撮影日の変更を要請することができるものとします。なお、フォトグラファーが、当該撮影日の変更に応じることができない場合は、当社は本条第1項に定めるキャンセル料を支払うことなく、個別契約を解除できるものとします。
  - (1) クライアントの都合による場合は、クライアントが当社に対して撮影日の72時間前までに撮影日の変更を申し出た場合
  - (2) 撮影日の荒天が予測される場合は、クライアントが当社に対して撮影日の24時間前までに撮影日の変更を申し出た場合

#### 第11条（違約金）

フォトグラファーがフォトグラファー規約に違反した場合、フォトグラファーは当社に対し、規約違反行為に直接関連する個別契約に定める報酬の3倍の額を違約金として支払うものとします。但し、当社は、当社が被った損害金額が当該金額を超過した場合は、超過分を請求できるものとします。

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

1. フォトグラファーは、当社に対して、個別契約締結日において、自己、自己の取締役、監査役、執行役員等の業務執行について重要な地位にある者（以下「役職員等」という。）、子会社・関連会社（それぞれ財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第3項及び第5項に規定される意味を有するものとする。）及びそれらの役職員等、並びに出資者が、以下の各号に定める者（以下「暴力団等」という。）に該当していないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。その後の改正を含む。）第2条において定義される。以下同様とする。）
- (2) 暴力団の構成員（準構成員を含む。以下同様とする。）、又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者である、若しくは業務執行について重要な地位にある団体、又はこれらの団体の構成員
- (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員と密接な関係を有する者
- (6) 前各号に準じる者

2. フォトグラファーは、当社に対して、個別契約締結日において、自己、自己の役職員等、子会社・関連会社及びそれらの役職員等、並びに出資者が、以下の各号のいずれにも該当していないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害等を加える目的をもってする等、不当に暴力団等を利用して認められる関係を有すること
- (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) 前各号に準じる関係を有すること

3. フォトグラファーは、自ら又は第三者をして以下の各号に定める行為及びそれらのおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) 方法及び態様の如何を問わず暴力団等と関与する行為
- (6) 前各号に準じる行為

4. 当社は、フォトグラファーの取引先（取引が数次にわたる場合は、そのすべてを含む。以下同様とする。）が暴力団等であること、若しくは第2項各号に定める関係を有していること、又はフォトグラファーの取引先が第3項に定める行為を行ったことが判明した場合は、当該取引先との契約の解除その他の反社会的勢力の排除のために必要となる措置を講じることを要請することができるものとし、フォトグラファーは当該措置を講じることを誓約するものとします。



5. 当社は、①第 1 項及び第 2 項に規定する表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、又は②第 3 項及び第 4 項に規定する誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、通知、催告その他の手続きを要することなく、直ちに、フォトグラファーと締結した全ての契約を解除することができるものとします。
6. 当社は、当社が本条に基づいて契約を解除したことによってフォトグラファーに損害等が発生した場合でも一切責任を負わないものとします。また、本条に基づいて契約を解除したことによっては、当社のフォトグラファーに対する補償請求は何ら妨げられないものとします。

#### 第 13 条（損害賠償）

本サービスの利用及び個別契約に関して、フォトグラファーが故意又は過失によってフォトグラファー規約又は個別契約に違反したことにより当社に損害等が発生した場合は、フォトグラファーは、当該損害等を賠償するものとします。

#### 第 14 条（秘密保持）

フォトグラファーは、本サービスの利用又は撮影業務の実施のために知り得た当社及びクライアントの営業上又は技術上その他業務上の一切の情報及びクライアントの事業所等の撮影場所で知り得た情報（以下合わせて「秘密情報」という。）を、当社及びクライアントの事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービスのためにのみ使用するものとし、他の目的に使用することはできません。

#### 第 15 条（個人情報の取り扱い）

当社は、個人情報を当社のプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとし、ユーザーは、当社のプライバシーポリシーに基づき個人情報が取り扱われることに同意するものとします。特定個人情報の取扱いにあたっては、当社の特定個人情報等の適切な取扱いに関する基本方針に基づくものとし、ユーザーは、これに同意するものとします。なお、フォトグラファーは、撮影日当日の緊急連絡先その他本サービスの提供に必要な範囲で、本サービスを依頼したクライアントに、フォトグラファーの氏名・名称及び連絡先等（メールアドレスを含む）が当社を通じて通知されることを予め承諾します。

#### 第 16 条（規約違反があった場合の措置）

1. 当社は、フォトグラファーが、フォトグラファー規約の何らの条項に違反した場合、フォトグラファー規約第 11 条に基づく違約金の請求、サービスの利用停止、強制退会、損害賠償請求（合理的な弁護士費用も含む）等の措置を取ることができます。
2. フォトグラファー規約の違反に関連し、生起する第三者との間の法的請求や責任について、当社は、一切責任を負わず、フォトグラファー規約に違反したフォトグラファーは、自己の責任においてこれを処理し、当社に一切の迷惑や損害を与えないことを保証します。
3. 前項の法的請求が当社に対して行われ、当社が何らの損害を被った場合、フォトグラファーは、合理的な弁護士費用も含め、当社が要した費用一切につき、これを補償します。
4. フォトグラファーがフォトグラファー規約に違反した場合で当社が必要と判断したとき、当社は、該当するフォトグラファーの連絡先その他個人情報を、当該違反に関連する第三者に開示できるものとします。

5. 当社は本サービスについてフォトグラファー規約違反の報告が当社にあった場合、当社は、当該違反の是正について合理的な範囲での最善の措置を講ずるよう努め、当社の裁量で当社が行う対応を決定することができます。
6. 当社は、問題の発生又はその恐れがあることを察知した場合等、当社が必要と判断した場合に限り、本サービス内のメッセージ機能の内容を閲覧し、当該問題の防止又は是正等の措置を行うことができるものとし、フォトグラファーは、その旨を予め承知します。

#### 第 17 条（権利譲渡等の禁止）

ユーザーは、フォトグラファー規約上の地位並びにフォトグラファー規約に基づく当社に対する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は一切処分してはならないものとします。

#### 第 18 条（免責事項）

1. 当社は、本サービスを通じて、個別契約の成立を保証するものではありません。
2. 本サービスにおいて、ユーザーが掲載する情報等（掲載情報等を含むがこれに限定されない）は、ユーザーが自らの責任で提供した情報であり、当社は、その正確性又は完全性を保証するものではありません。
3. 本サービス及び本サービス上の掲載情報等を含む素材はすべて、現状有姿で提供されるもので、当社は、その市場性若しくは特定の目的への合致、又はユーザーの必要を満たすこと若しくはこれらにまったく契約不適合がないことにつき、何らの保証も行いません。すべてのユーザーは、自身による確認の上、その責任において、本サービスを利用することを承諾します。
4. 当社は、コンピューターシステム障害、それに伴う誤表示、コンピューター等付随する環境に基づく損害について、一切責任を負いません。
5. 当社は、制作コンテンツ及び当社に提出された画像・情報等のデータ一切に関する損失・損害について、一切責任を負いません。フォトグラファーは、当該データのバックアップを自身で作成し、維持するものとします。
6. 当社は、本サービス、サーバー、制作コンテンツ等画像素材及び本サービスから送信された電子メールが、ウィルス又はその他の有害な要素に感染していないことを保証しません。
7. 本サービスに関する当社の責任は以下のとおりです。
  - (1) いかなる場合であっても、当社は、本サービスに起因してフォトグラファーに生じたあらゆる損害について、一切責任を負いません。
  - (2) 前号にかかわらず、当社がフォトグラファーに対して損害賠償責任を負う場合でも、当社は、現実に生じた直接かつ通常の損害（逸失利益を除きます。）についてのみ責任を負い、当社の責任の総額は、当該損害の発生日から遡る 1 年間に当社から当該フォトグラファーに支払われた本サービスの報酬の合計額を超えないものとします。
  - (3) フォトグラファーの本サービスの利用に関し、消費者契約法が適用される場合、本項第 1 号の規定は適用されず、また前号の規定は、当社が過失（重過失を除きます。）によりフォトグラファーに損害を与えた場合にのみ適用されます。
  - (4) フォトグラファーによるフォトグラファー規約又は個別契約等の違反があった場合、当社は、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

8. 当社は、本サービス上のメッセージ機能又はレビュー投稿機能の使用に起因する他のユーザー又は第三者との紛争及びこれに関連するいかなる損害についても、一切責任を負いません。
9. 本サービスは、外部サービスと連携してサービスを提供する場合がありますが、ユーザーは、自らの責任において外部サービスを利用するものとし、当社は、外部サービスの利用に関連してユーザーに発生した損害について、一切責任を負いません。ユーザーは、外部サービスの利用にあたっては、当該外部サービスの利用規約等を遵守するものとし、

#### 第19条（退会時の措置）

1. フォトグラファーは、フォトグラファー規約及び当社が別途定める方法により、退会手続きをとることにより、本サービスのフォトグラファーの登録を終了することができます。但し、フォトグラファーは、成立した個別契約が存在する場合、撮影及び制作コンテンツの検収が完了するまで退会することができません。なお、本サービスのシステム上、フォトグラファーによる退会申込みが完了してから、その手続きがシステム上に反映されるまで、当社所定の時間が必要な場合があります、フォトグラファーはこれに同意するものとし、
2. 当社は、フォトグラファーが以下のいずれかの事由に該当する場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合、フォトグラファーへ事前の通告、催告をすることなく、且つフォトグラファーの承諾を得ることなく、当社の裁量により、直ちに、当該フォトグラファーの退会手続きをとることができます。
  - (1) フォトグラファー規約及び個別契約に違反した場合
  - (2) フォトグラファーが死亡した場合
  - (3) 1年間以上、アカウントにログインしていない場合
  - (4) 反社会的勢力である、又は反社会的勢力であったことが判明した場合
  - (5) アダルト、公序良俗に反するコンテンツを掲載した場合
  - (6) 本サービスの運営を妨害した場合
  - (7) その他、当社が不適切と判断した場合
3. フォトグラファーが前項のいずれかに該当した場合で、当社が何らの損害を被ったとき、フォトグラファーは、当社に対し、その損害全額（合理的な弁護士費用を含む）の賠償をするものとし、
4. 当社は、フォトグラファーに対し、本条第2項の退会理由を開示する義務を負いません。
5. 本条に定める退会により、フォトグラファーと当社との間で締結された契約が解約されるものとし、フォトグラファーは、本サービスを利用する権利一切を失うものとし、
6. フォトグラファーが退会した場合であっても、本サービス利用期間中に当社が収集した会員登録情報、制作コンテンツ及びそれに関連する情報は、当社所定の期間保持し、本サービスの提供に利用することがあります。

#### 第20条（サービスの中断・中止）

当社は、以下の事由が生じた場合、ユーザーに事前に告知、通知することなく、本サービスの運営を中断、又は中止することがあります。これらの事由による本サービスの中断又は中止によって、ユーザーが損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。

- (1) 本サービス用設備等の保守、メンテナンスを定期的に、又は緊急に行う場合
- (2) 本サービス用設備の故障等の場合

- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災、戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、通信回線等の事故、その他、不慮の事件、事故等の不可抗力により、本サービスの提供が提供できなくなった場合
- (4) その他、運用上、又は技術上本サービスの中断、又は中止が必要と当社が判断した場合

#### 第 21 条（連絡・通知）

当社からユーザーに対する連絡又は通知は、本サービス上での掲載又は電子メール等により行うものとします。なお、当社からユーザーへの通知は、次の各号に定める時に、通知の効力が生じるものとします。

- (1) 本サービス上での掲載：当社が掲載した時
- (2) 電子メール：当社がフォトグラファー規約第 1 条第 4 項に記載する登録メールアドレスに発した時

#### 第 22 条（事業譲渡等）

当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いフォトグラファー規約上の地位、フォトグラファー規約に基づく権利及び義務並びにユーザーの情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 第 23 条（協議）

ユーザー、当社、第三者は、これらの者との間で本サービスに関連して何らかの疑義、争議、問題が生じた場合、都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

#### 第 24 条（存続条項）

フォトグラファー規約第 4 条乃至第 20 条、第 22 条乃至第 25 条は、フォトグラファー規約が理由の如何を問わず終了した場合でも有効に存続するものとします。但し、当社が第 12 条に基づいてフォトグラファー規約を解除した場合は、当社はフォトグラファー又は第三者に生じる損害等及び結果について、当社は責任を負わないものとし、かつ、フォトグラファーに対して何ら義務を負わないものとします。

#### 第 25 条（準拠法、管轄裁判所）

本サービスにかかる法律問題の準拠法は、日本法とします。協議によっても疑義、争議、問題が解決しなかった場合の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上  
2023 年 8 月 29 日改定